

第 19 号議案

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 31 年 2 月 26 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年中野区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。